

介護職員等特定処遇改善加算支給に関する条件

【障 害】A経験・技能のある障害福祉人材 B他の障害福祉人材 Cその他の職種

【介護保険】A経験・技能のある介護職員 B他の介護職員 Cその他の職種

- ・当加算の対象事業所に勤務するABCのいずれかに属した職員に対して支給する(職員はいずれかに必ず属するものとする)。
- ・経験年数10年以上の基準日は当該対象年度の初日(4月1日)とする。
経験年数には、産前産後休暇・育児休暇期間を含み、他の休暇中の年数は含まない。
- ・介護職員等特定処遇改善加算の支給条件を満たす事ができるように支給金額の調整することもありうる。
- ・前年度からの平均賃金改善額がAはBより高く、CはBの2分の1以下となるように配分する。ただし、平均賃金額について、CがBより低い場合、Cの平均賃金改善額をBと同等の水準まで改善することもありうる。
- ・岡山県内の障害福祉事業所と介護保険事業所をそれぞれ一括して特定処遇改善加算を支給する。
- ・下に記載する月額換算額を基準に、処遇改善加算等の入金額を賃金改善額が上回るよう調整し、3月末に在籍職員に支給する。
- ・正職員と嘱託職員で欠勤等がある場合の月額換算額は、パートタイム職員に準ずる。
パートタイム職員で欠勤等がある場合は、週の就労時間の平均が20時間以上であれば全額支給し、20時間未満であれば支給しない。

【特定処遇改善手当】(正職員)

A 【障 害】経験・技能のある現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種(生活支援員、職業指導員、世話人)、サービス管理責任者(兼務者を含む)

【介護保険】経験・技能のある介護職員(兼務者を含む) (月額換算)

- | | |
|--|---------|
| 1.法人内の経験年数10年以上 | 15,000円 |
| 2.経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上 | 12,000円 |

[支給資格]

【障 害】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有していること。または、サービス管理責任者に従事している職員は、サービス管理責任者の資格を有していること。(該当する資格を取得していなければB)

【介護保険】介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければB)

Aの対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。

Bその他(A以外)の介護職員(兼務者を含む) (月額換算)

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 1.介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員資格取得 | 7,000円 |
| 2.無資格 | 4,000円 |

Cその他(障害福祉人材、介護職員以外)の職種 (月額換算)

- | | |
|---|--------|
| AB以外のすべての職種の職員を対象とする
年収440万円以上の職員には支給しない | 4,000円 |
|---|--------|

【特定処遇改善手当】(嘱託職員)

A 【障 害】経験・技能のある現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種(生活支援員、職業指導員、世話人)、サービス管理責任者(兼務者を含む)

【介護保険】経験・技能のある介護職員(兼務者を含む) (月額換算)

- | | |
|--|---------|
| 1.法人内の経験年数10年以上 | 12,000円 |
| 2.経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上 | 9,000円 |

[支給資格]

【障 害】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有していること。または、サービス管理責任者に従事している職員は、サービス管理責任者の資格を有していること。(該当する資格を取得していなければB)

【介護保険】介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければB)

Aの対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。

Bその他(A以外)の介護職員(兼務者を含む) (月額換算)

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 1.介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員資格取得 | 5,000円 |
| 2.無資格 | 2,000円 |

Cその他(障害福祉人材、介護職員以外)の職種 (月額換算)

- | | |
|---|--------|
| AB以外のすべての職種の職員を対象とする
年収440万円以上の職員には支給しない | 2,000円 |
|---|--------|

【特定処遇改善手当】(パートタイム職員)		
A	【障害】経験・技能のある現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種(生活支援員、職業指導員、世話人)、サービス管理責任者(兼務者を含む)	(月額換算)
	【介護保険】経験・技能のある介護職員(兼務者を含む)	(月額換算)
	1.法人内の経験年数10年以上 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	7,000円
	2.経験年数が他法人の経験年数(他分野・他業種は算定に入れない)を含み10年以上 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	5,000円
	[受給資格]	
	【障害】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有していること。または、サービス管理責任者に従事している職員は、サービス管理責任者の資格を有していること。(該当する資格を取得していなければB)	
	【介護保険】介護福祉士の資格を有していること。(介護福祉士を取得していなければB)	
	Aの対象者で、岡山県内の法人事業所において、対象となる事業所の数の職員が年収440万円以上となるように調整を行うこともありうる。	
B	その他(A以外)の介護職員(兼務者を含む:平均処遇改善額の算出は常勤換算とする)	(月額換算)
	1.介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員資格取得 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	3,000円
	2.無資格 週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	1,000円
C	その他(障害福祉人材、介護職員以外)の職種	
	AB以外のすべての職種の職員を対象とする	(月額換算)
	週の就労時間が20時間以上40時間未満の職員	1,000円
	週40時間勤務に換算後、年収440万円以上の職員には支給しない	

<令和3年度 特定処遇改善期末賞与 支給実績>

支給日 : 令和4年3月30日
 支給額 : 原則、上記月額換算額の対象期間合計額
 対象期間 : 令和3年4月～令和4年3月